山武郡市広域水道企業団中長期経営プラン2016（案）に関するパブリックコメント実施要領

意見募集の期間

平成27年12月24日（木）から

平成28年　1月22日（金）まで

担当課

山武郡市広域水道企業団 企画財政課 企画班

意見募集の趣旨

山武郡市広域水道企業団では、この度、水道事業における中長期的な事業運営の方針を示した山武郡市広域水道企業団中長期経営プラン2016（案）を策定しましたので、山武郡市広域水道企業団中長期経営プラン2016（案）に関するパブリックコメント実施要領に基づきこの案に対する給水区域内の皆さまのご意見を募集します。

意見を募集する事業

山武郡市広域水道企業団中長期経営プラン2016（案）

意見を提出できる方

山武郡市広域水道企業団給水区域（東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、横芝光町）の在住者、在勤者、在学者、事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体

公表の方法

山武郡市広域水道企業団公式ホームページからダウンロードできます。
また、以下の場所でも閲覧することができます。
閲覧場所　山武郡市広域水道企業団事務局2階カウンター（東金市家徳361-8）

意見募集の期間

募集期間　平成27年12月24日（木）から平成28年1月22日（金）まで
※山武郡市広域水道企業団事務局での閲覧時間は、閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

意見提出方法

山武郡市広域水道企業団公式ホームページ又は閲覧場所に備えてある所定の様式に、お名前、ご住所、ご連絡先を必ずご記入の上、次のいずれかの方法でご提出をお願いします。電話での受付はいたせませんのでご了承ください。

また、意見は日本語を使用してください。

(1)郵　　送	283-0062　東金市家徳361-8 山武郡市広域水道企業団企画財政課企画班宛て
(2)F　A　X	FAX番号 0475-55-7856 山武郡市広域水道企業団企画財政課企画班宛て
(3)電子メール	kikaku@water-sansui-ki.jp 山武郡市広域水道企業団企画財政課企画班宛て
(4)持　　参	山武郡市広域水道企業団企画財政課企画班(事務局2階)

意見の取り扱い

- ご意見については、それに対する山武郡市広域水道企業団の考え方とあわせて、プライバシーの保護に十分留意して、後日山武郡市広域水道企業団公式ホームページにて公表します。なお、類似しているご意見は集約させて頂きます。
- ご意見に対し、個別には回答いたしませんので、あらかじめご了承願います。
- 「山武郡市広域水道企業団中長期経営プラン2016(案)」に直接関連のないご意見への回答はいたしません。
- 個人情報は、公表いたしません。
- ご意見は、「山武郡市広域水道企業団中長期経営プラン2016」最終案の策定業務の参考にさせて頂きます。

山武郡市広域水道企業団中長期経営プラン２０１６（案）に関するパブリックコメント意見書

提出日　平成　　年　　月　　日

フリガナ お　名　前	
ご住所等	※会社名、勤務先及び学校名等も記入してください。
ご連絡先	電　　話： ファクス：

【意見を提出できる方】

山武郡市広域水道企業団給水区域（東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、横芝光町）の在住者、在勤者、在学者、事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体

山武郡市広域水道企業団中長期経営プラン２０１６（案）に関するご意見を以下に記入してください。

※ご意見は、該当するページと項目を明記のうえ、下欄に記入してください。 【記入例】　Ｐ（ページ）〇〇　取組内容の ～ について、 ～ と考える。

- 意見募集期間は、平成２８年１月２２日（金）までです。
- 主なご意見の要点を整理集約した上で、山武郡市広域水道企業団の考え方とあわせて、後日山武郡市広域水道企業団公式ホームページで公表いたします。また頂いたご意見への個別の回答はいたしません。
- 山武郡市広域水道企業団中長期経営プラン２０１６（案）に直接関連のないご意見への回答はいたしません。
- 個人情報は、公表いたしません。

【提出方法】

(1)郵　送　　283-0062　東金市家徳 361-8　山武郡市広域水道企業団企画財政課企画班あて
(2)ＦＡＸ　　0475-55-7856
(3)電子ﾒｰﾙ　　kikaku@water-sansui-ki.jp
(4)持　参　　企画財政課企画班（事務局２階）

※書ききれない場合は裏面をご利用ください。

山武郡市広域水道企業団中長期経営プラン２０１６（案）に関するパブリックコメント意見書（裏面）

※ご意見は、該当するページと項目を明記のうえ、下欄に記入してください。

【記入例】　Ｐ（ページ）〇〇　取組内容の ～ について、 ～ と考える。

※提出先・期限等は表面をご確認ください。

※書ききれない場合は、新しい意見書をご利用ください。